

# 適用 26

(株)みずほフィナンシャルグループ・(株)みずほ銀行・みずほ信託銀行(株)・

みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)は、提出不要です。

(人事業務部ヒューマンサービス室より一括提出されて来ます。)

## 育児休業等を終了した際の標準報酬月額 の改定を申し出るとき

### 『健康保険 育児休業等終了時報酬月額 変更届』

育児休業等終了日の翌日の属する月以後3か月間の報酬(支払基礎日数が17日(特定適用事業所・任意特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日)未満の月を除く。)の平均を報酬月額として算出した標準報酬月額が、従前の標準報酬月額と1等級以上の差が生じた場合、被保険者が事業主を経由して健保組合に申出をすることにより、標準報酬月額を改定します。

ただし、育児休業等終了日の翌日に、引き続き産前産後休業を開始している方については、育児休業等終了時の改定の対象から除外します。

※短時間就労者(パート)に係る支払基礎日数の取扱いについては、3か月のいずれも17日未満の場合は、そのうち15日以上17日未満の月の報酬月額の平均によって算定します。

#### 【手続き】

- ① 被保険者は、育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定を申し出るときは、必要事項を記入した「健康保険 育児休業等終了時報酬月額変更届」を事業主に提出する。
- ② 事業主は、被保険者から育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定についての申出があった際、被保険者から提出された「健康保険 育児休業等終了時報酬月額変更届」に必要事項を記入し、健保組合にご提出ください。
- ③ 提出期限 ー 速やかに

#### 〔注意事項〕

- (1) 「健康保険 育児休業等終了時報酬月額変更届」中㊟育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始していませんか。欄についての記入(✓)漏れがないかの確認をお願いいたします。
- (2) 短時間労働者である場合は、備考欄に「短時間労働者」と付記してください。